

# 当院の施設基準について(令和7年4月1日改定)

当院では以下の各項目の診療報酬施設基準を整備したうえで必要なものは近畿厚生局に届出をして、算定をしています。

- ・外来感染対策向上加算
- ・一般名処方加算
- ・明細書発行体制加算
- ・医療情報取得加算
- ・生活習慣病管理料
- ・情報通信機器を用いた診療に係る基準
- ・がん性疼痛緩和指導管理料
- ・医療DX推進体制整備加算
- ・外来・在宅ベースアップ評価料(I)

## 一般名処方加算

当院では、院外処方の場合、一般名（成分名）により処方しております。この為、保険薬局において銘柄によらず調剤し、柔軟な対応することができます。

## 明細書発行体制加算

当院は療担規則に則り明細書を無償で交付しています。

また、自己負担のある患者様には診療報酬明細書、領収書を交付しています。

明細書の発行を希望しない患者様は、会計の際にお申し出ください。

## 医療情報取得加算

当院は患者様の情報取得・活用体制の充実及び情報取得の効率性を図るため、以下の体制を整備しています。

- 1：オンライン資格確認を行う体制
- 2：マイナンバーカードを保険証として利用し、診療情報・薬剤情報・特定健診情報の提供に同意していただいた場合、その情報を活用して診療を行う体制

## 医療DX推進体制整備加算

当院では、令和6年6月1日の診療報酬改定に伴う医療DX推進体制整備加算について以下の通り対応を行っています。

- 1：診療報酬明細書（レセプト）のオンライン請求を行っています。
- 2：オンライン資格確認を行う体制を有しています。
- 3：オンライン資格確認を利用して取得した診療情報等は、診療を行う診察室または処置室において、医師が閲覧または活用できる体制を有しています。
- 4：マイナ保険証（マイナンバーカードの健康保険証利用）に関して、一定程度の実績を有しております。
- 5：電子処方箋の発行については現在整備中です。
- 6：電子カルテ共有サービスを活用できる体制については現在整備中です。
- 7：医療DX推進の体制に関する事項及び質の高い診療を実施するために十分な情報を取得し、活用して診療を行うことについて、院内の見やすい場所およびホームページに掲載しています。

## 生活習慣病管理料

生活習慣に関する総合的な治療管理ができる体制を有しています。また、患者様の状態に応じ、28日以上長期投与を行うこと又はリフィル処方箋を交付することが可能です。

## 情報通信機器を用いた診療について

当院では、情報通信機器を用いた診療を行っております。初診においては向精神薬の処方はいりません。また、患者さんの状況に応じて対面診療をお勧めする場合がありますので、ご了承ください。